

政務活動費 領収書等貼付用紙

8403

(1/1)

日付	令和 8 年 1 月 23 日	支出額	23,100 円
項目	事務所費	充当額	18,480 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	駐車場賃借料 1 月～3 月支払分		
備考	① 2026 年 2 月 25 日、2026 年 3 月 25 日 ②月額 7,700 円× 3 か月＝ 23,100 円		

支払証明書あり

理由 契約により定期的に定額を支出するため。

駐車場使用契約書

<物件の表示>	
所在地 埼玉県ふじみ野市丸山516	
名称 丸山第二駐車場	第 [] 号
<メーカー・車名> トヨタ / プ	
<ナンバー> []	
<賃料>	7,700 円
<保証金>	7,560 円

貸主 [] (甲)

借主 渡辺 大 (乙)

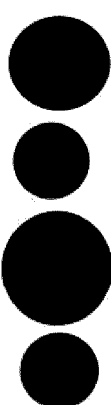
上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

賃貸借の期間は 2025年7月1日 より 2026年6月30日 までとする。
但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新する事もできる。

- 第1条 1ヶ月なりとも滞納した場合は、保証金の有無にかかわらず甲は何らの催促を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡す物とする。
- 第2条 第2条賃料の支払いは毎月25日までに翌月分を指定振込口座に振り込み支払う事(振り込み手数料は乙の負担とする)
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分空けて置き他者の出入りを妨げない事。
- 第4条 車両変更の場合は届け出る事。
- 第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約する事ができる。
- 第7条 駐車場内における全てのトラブルは甲は一切責任を負わない事とする。
- 第8条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざる事。
- 第9条 乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災盗難、いたずらが発生した場合、甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第10条 第三者が無断で駐車した場合、甲はその責めに負わない。
- 第11条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償するものとする。
- 第12条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙に賠償する。
- 第13条 更新手続きは、賃料額その他の必要事項を改定の上、新契約書を作成することにより行う更新手続きに際し、乙は仲介人に対し、新賃料の二分の一ヶ月に相当する更新事務手数料を支払う。
- 第14条 契約の解除に際して、乙は立退料その他名目の如何を問わず、何等の請求もしてはならない。
- 第15条 天災地変その他に事由の如何を問わず駐車場の使用が不可能になった場合、本契約を当然に終了する。
- 第16条 本契約終了後乙が駐車場に残地した車両その他の物件は、甲において廃棄移動、保管等の処分をする事ができる。その費用については乙の負担とする。
- 第17条 車の改造・マフラーの改造等、騒音をはじめ周囲の迷惑になるような車両の契約は禁止いたします。

裏面契約の証として、本契約書を2通作成して甲乙署名捺印の上書く1通を所持する。

令和 7 年 6 月 3 日

貸主(甲)	住所	[Redacted]	
	氏名	[Redacted]	
借主(乙)	住所	[Redacted]	
	氏名	渡辺 大	
仲介人	住所	埼玉県ふじみ野市駒西3丁目8-32-107	
	氏名	株式会社ABCハウジング 代表取締役 葛籠貫夕子	
取引士	登録番号	[Redacted]	
	氏名	[Redacted]	

1/1

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8404

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 23 日	支出額	60,440 円
項目	事務所費	充当額	60,440 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	事務所費		
備考	事務所賃借料 1 月分		

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	08-01-23	お取引店番	0411	機番	001
お取引種類	お引出し				
カード番号(口座番号)			取引通番		
****			0315		
お取引金額		カード発行銀行	同支店番号		
¥60,000		0129			
残高					
お取引時刻	説明コード	カード入金取引番号			
18:52					

ご案内
お受取人

ご利用手数料 ¥440

様

ご依頼人
イツカ トシヒコ様
0495212542

お取引金額	1万円	5千円	2千円	1千円	5百円
	100円	500円	1000円	5000円	10000円

足利銀行

このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8466

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 24 日	支出額	55,000 円
項目	事務所費	充当額	49,500 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所費（県政調査事務所 賃借料 令和 8 年 2 月分）		
備考			

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
埼玉りそな銀行			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56703	08-01-24	16:23	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 円 円 円		認証	
お振込明細またはご案内			
お受取人			
登録番号 0002			
チハ" タツヤ様			
電話番号			
取扱番号 240001			
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済			

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4號)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃料) 月額金55,000円也(税込)
(振込先) [REDACTED]

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了8ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去若しくは、器具の容量を変更すること。

3. 看板の取り付け・広告用紙等、窓ガラスに文字を記入すること等。

4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

〔第8条〕（毀損・滅失に対する責任）

乙又はその関係人が、その間すべき事由により本物件若しくは、その建築物ならびにその設備器具等を破壊又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

〔第9条〕（解約の申し入れ）

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。

2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。

3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。

4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

〔第10条〕（契約の解除）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。

2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。

3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

〔第11条〕（明渡しの履行条項）

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに下記の条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。

2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。

3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。

4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負傷事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・臭気を出すもの、重置物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共用使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸借人(甲) 住所

氏名

貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8467

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 24 日	支出額	6,500 円
項目	事務所費	充当額	3,250 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	駐車場代（本町事務所）		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8467

(2/2)

領 収 証		No. _____
<u>小島信昭様</u>		8年1月24日
★6500円		
平成28年2月		
上記正に領収いたしました		
内 訳		
税抜金額		
消費税額等(%)		

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 〇〇〇〇と、賃借人 小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

駐車場の表示

所 在 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8
区 画 賃借人名札 設備区画（1区画1台）

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー：ダイハツ 車種：ハイゼットカーゴ ナンバー：〇〇〇〇〇〇
(H)

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金6,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

- 1.契約期間は、令和7年4月1日から1年間とする。
- 2.契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

- 1.賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責任）

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（先荷）

賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに帰すべき事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2ヵ月分以上怠ったとき
- ② 賃貸人の承諾なく賃借物の転讓、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（審判裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の審判裁判所とする。

第11条（留置権）

賃貸人及び賃借人は、本契約の解除につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年3月24日

賃貸人：住所 〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区本町301
氏名 小島信昭

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8508

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 25 日	支出額	18,000 円
項目	事務所費	充当額	16,200 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	駐車場賃料/ 3 台分/令和 8 年 2 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

8508

(2/2)

領 収 証		No. _____
<u>小川たかし事務所様</u>		2027年1月21日
★18,000-		
但 2月分		
上記正に領収いたしました		
内 訳		
税抜金額		
消費税額等(%)		

駐車場賃貸借契約書

貸主 [] を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地(以下本件土地という。)について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標記

賃貸借方式	駐車場賃貸借		
土地の表示	所 在	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地目 雑種地
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	
賃料等	賃料	月額 1 区画につき 6,000 円	
	保証金		

- 第 1 条 甲は、標記記載の土地(以下本件土地という)を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。
- 第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。
- 第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。
- 2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。
- 3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

[甲の支払い条件]

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

- 第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。
- 第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故(対人、対物を問わない)に基づく責任の一切を負担する。

- 第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。
- 2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。
- 第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。
- 1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。
- 2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。
- 第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。
- 第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留品を取去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。
- 第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。
- 第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のとおり、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲)

借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 1-2

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8544

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 26 日	支出額	172,000 円
項目	事務所費	充当額	137,600 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所賃借料		
備考			

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、  埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
36305	08-01-26	12:10	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥172,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		(硬貨) 円	
お振込明細またはご案内			
お受取人	サイタマリソナ		
	ワラビ		
	普通 0005992		
ご依頼人	1. アカイワフトウサソ様		
	登録番号 0001		
	ホヤタケツセイムカツトウツムツヨ様		
ご依頼人	電話番号		
	取扱番号 260001		
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			

印紙税申告納
 付につき浦和
 税務署承認済

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社赤岩不動産 (以下「甲」という。)と借主 保谷 武 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ゴールドハイツ蔵 1階102号室 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示) 蔵市中央3丁目17番23号 (登記簿) 蔵市中央3丁目4356番5		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(5)階建/全(27)戸		
	種 類	店舗事務所	新築年 月	昭和60年 4月
	面 積	50.15㎡		
附 属 施 設		なし		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

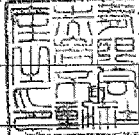
頭書(3) 契約期間1

令和5年 7月 1日 から 令和8 年 6月 30日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年 7月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額172,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・ 共益費	なし
家 財 保険料	借主任意契約	敷 金	150,000円
附 属 施設料	なし	礼金	150,000円)
償 却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数		
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等 の支払 方法	☒ 振 込		
	☐ 持 参	持 参 先	
	☐ 口座引落	委託会社名	

- 1 前借主の現況で引き継いだので、退却時内装はそのままとする。その他の損害を与えた箇所は修復するものとする。
 - 2 エアコン、自動ドアは残置物ですので、借主にて修理、交換することとなります。
 - 3 飲食店不可 4. 看板も取付の際 管理組合の承認が必要です。
- 本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、記名押印の上、各自1通を保有する。



令和 5 年 6 月 30 日

甲・貸主	氏名	有限会社赤岩不動産	TEL	048-431-2325
	住所	蕨市中央1-25-6		
乙・借主	氏名	保谷武	TEL	
	住所			
丙・連帯保証人	氏名		印	TEL
	住所			
	極度額	1,720,000円		

宅地建物取引業者	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL	蕨市中央1-25-6 048-431-2325	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社赤岩不動産	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 赤岩常雄	代表者の氏名	
	免許証番号	埼玉県知事免許(10)第10971号	免許証番号	大臣 知事()第 号
宅地建物取引士	氏 名		氏 名	
	登録番号		登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名	有限会社赤岩不動産	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	蕨市中央1-25-6 048-431-2325	事務所所在地 TEL	

※図は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8545

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 26 日	支出額	8,250 円
項目	事務所費	充当額	7,425 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代（令和 8 年 1 月分）		
備考			

支払証明書あり

理由

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年 月 日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
080126	014	01	0218	
種別	店舗番号	口 座 番 号		
09		現金扱		
お取引内容		手数料	お 取 引 金 額	
お振込			¥8,250	
お取引時刻		お 取 引 後 残 高		
16:58		おつり ¥2,000		
武蔵野銀行 武里支店 普通 口座番号 1088058 受取人 カ・サンハウジング様 依頼人 サカエ ヒロミ 様 振込日 08-01-26 振込金額 ¥7,700 振込手数料 ¥550 0126023				
印紙税申告納 付につき大宮 税務署承認済				

＜ご注意＞

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

 武蔵野銀行

駐 車 場 使 用 契 約 書 （更新用）

[物件の表示]

名 称	グリーンパーキング	管理番号	
所 在 地	埼玉県春日部市一ノ割一丁目490-2		
賃 借 人	榮 寛美		

[賃料および支払方法等]

賃 料	月額 7,700 円(うち消費税 700 円)	敷 金	賃料の ヵ月分
管 理 費	月額 円(うち消費税 円)	(更新時積み増し金)	円
共 益 費	月額 円(うち消費税 円)		円
付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	更 新	☒ 可 ☐ 不可
雑 費	月額 円(うち消費税 円)	更新手数料	新賃料の 1ヵ月分 (別途消費税)
契約期間	令和7年06月02日 から 令和9年06月01日 まで		
支払方法	☐ 持参 ☒ 振込 ☐ 口座振替		
振込先			

[契約車輛および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号/色	/	証券番号/満期	/

[その他]

特約事項	乙は契約更新時に更新事務手数料として新賃料の1ヵ月分(別途消費税)を管理会社へ支払うこと。車庫証明発行の際、金5,000円(別途消費税)の費用がかかります。本契約に関する振込手数料及び口座引落手数料は借主負担とする。賃料は月単位契約です。住宅がある場合、前向き駐車すること。
------	---

令和 7 年 5 月 13 日

賃貸人(甲) 住所: 埼玉県春日部市大場1057番地1

氏名: 貸主代理人(株)サンハウジング 代表取締役 金子勝博

電話: 048-739-1235

賃借人(乙) 住所:

氏名: 榮 寛美

電話:

勤務先:

住所:

連帯保証人(丙) 住所:

氏名:

印 電話:

極度額:

仲介人

免許番号: 埼玉県知事(3)第22757号

主たる事務所: 埼玉県春日部市大場1057番地1

商号又は名称: 株式会社サンハウジング

代表者: 代表取締役 金子 勝博

宅地建物取引士:

登録番号: 号

事務所名: 株式会社サンハウジング

電話: 048-739-1235

所在地: 埼玉県春日部市大場1057番地1

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8546

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 26 日	支出額	80,440 円
項目	事務所費	充当額	40,220 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	事務所賃貸料（本町事務所）		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8546

(2/2)

小島信昭

08-01-26 送金

*80,000

08-01-26 手数料

*440

キャッシュサービスご利用明細

無量ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		
取引店	お取引日	時刻
38107	08-01-26	16:22
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつづ

お取引回数(回数)		お取引回数
0		0
お取引開始日(日付)		お取引終了日(日付)
08/01		08/01
お取引開始時刻(時刻)		お取引終了時刻(時刻)
16:22		16:22
お取引開始場所(場所)		お取引終了場所(場所)
0001		0001
お取引開始時刻(時刻)		お取引終了時刻(時刻)
16:22		16:22
お取引開始場所(場所)		お取引終了場所(場所)
0001		0001

登録番号 0001

08/01/26 16:22

電話番号 048-758-1624

取扱番号 500008

印鑑押印欄

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など)
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補足)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

[illegible]

令和7年4月2日

貸主(甲) 代理 有限会社 宝来屋不動産商会

附錄

住所

借主(乙)

法人名 埼玉県議会自民党議員団

代書者 小島信昭

所在地 さいたま市若槻区本町5-5-12

TEL

緊急連絡先
(担当者)

氏名

TEL. 048-758-1624

連署保證人(丙)

氏名 別紙

住所

TEL.

《媒介業者》
【登錄證號】第三四四號 (14) 第 0005313 号

【事務所所在地】埼玉県さいたま市岩槻区木町3丁目1-

【 應 答 】(有)宝来屋不動産商会 本社

【代表者】関根千恵

【登 录 号】

【 氏 名 】

更新商業契約書 (普通營業借) 1 / 3

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8547

(1/1)

日付	令和 8 年 1 月 26 日	支出額	80,000 円
項目	事務所費	充当額	64,000 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	2 月分事務所賃借料		
備考	埼玉県議会議員 中屋敷慎一		

支払証明書あり

理由

建物質貸借契約書（事業用）

(1) 貸借の目的物

名称	森田資孝邸 1 階 303 号室
所在地（住居表示）	東京都東区丁目 1 番 1 号 8 号
構造・規模	鉄骨造延床約 27 坪附置り 3 車庫付
用途	事務所（貸事務所）
契約内容	1 階部分 31.77㎡
公共水（道）専用、東電電力メーター（専用）、公共上水（専用）、冷暖房機、駐輪スペース（2 台分）電気海溝から計 1 個	

事務所として使用する。以下余白

始期 令和

締結期	令和10年6月30日 まで	3 年 0 月間
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。		

(4) 資料等

支払	月額 66,000円	(内消費税等 円・税率 %)	
経理費（管理費）	月額 6円	(内消費税等 円・税率 %)	
任意預金（数金）	66,000円	毎月1ヶ月分（後援済み）	
任意金（数金）の貸倒・割引	数金の貸倒、割引はありません。		
委託経理	46,000円	3年加入	円
礼金	円		

貴校等の支払方法	支払時期 毎月5日までに支払う	
振込	☐	口座種別 ☐
振込先金融機関名 ・支店名		口座名義人 ・フリガナ
口座番号		
振込手数料負担者	校生	校生

家割保険は毎家人格別に交付される年間加入。保険金額は家割の対象により金額が異なります。上記の46,800円は目安としてください。以下各月

貨主

姓名	性别	年龄	职业	住址	电话
佳斯					

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

(6) 運送保証の極度値

極度傾 円

113

臺灣證券保證業者

所在港	
倉庫情報保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 号

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☐ 有・☐ 無)

更新料の金額 ☒ 新築料の0.25ヶ月分 ☐ 円

契約更新時の更新料はないものとします。但し、契約更新時に書類作成費、他、更新事務手数料として貸主、借主はそれぞれ各者に1ヶ月分の賃料の4分の1づつ22,000円(消費税込み)を支払うものとします。以下余白

特約篇

1. 本物件の敷金は出金時、専門家によるハウスクリーニングの工費費用に充当までとさせて頂きます。
ハウスクリーニングは必ず基準となる見積額を確保し、そのうち半額以上を工事で取り扱います。
また、ハウスクリーニングが完了した後の清掃作業はお客様の都合によりハウスクリーニング工事業者の所属する自治会の工費費用と相殺します。また、退会希望者が「清掃工事が等必要」と認められれば、敷金を充当まで頂くこともあります。

2. 控除の金額と明細書、印や住所が変更されたら直ちに届け出る責任を負い、メンツナシ等は確立の義務を負います
その他のお支払いにはなりません

不動産賃貸契約条約のうち、第6条(代償) はその定めにかかわらず抹消します。以下条約

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結しました。その証として本契約書2通を作成し、貸主、借主、署名捺印の上、各自その1通を保有する。

籍贯 (住所)

(氏名) (電話番号)

領主 (住所)

(氏名) 中尾 敦博

連署保證人 (任選)

(氏名) ○ (署名・印) ()
 (捺印欄) 円 差支額保証人が法人の場合には総代表者または

宅地建物取引業者、宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第35条に定められている書面を兼ねています)

☐ 媒介 ☐ 代理

免許証番号 埼玉県知事 (3) 第 22151 号
事務所所在地 埼玉県鴻巣市鴻巣 1066-1 番地 1 階
路名 (株) ホームナビ
代表者 西岡 誠希
登録番号
電地簿物取引主

25

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8548

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 26 日	支出額	770 円
項目	事務所費	充当額	616 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所賃貸借料振込手数料		
備考	埼玉県議会議員 中屋敷慎一		

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行 RESONA			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38042	08-01-26	09:25	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥770	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		C 認証 (硬貨) 円	
お振込明細またはご案内			
お受取人			
登録番号 0003			
サイタマケンキ"カイキ"イン ナカヤツキ シ様			
ご依頼人			
電話番号 048-541-8110			
取扱番号 400036			
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

政務活動費 領収書等貼付用紙

8549

(1/1)

日付	令和 8 年 1 月 26 日	支出額	174,960 円
項目	事務所費	充当額	139,968 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所賃借料 1 月～3 月支払い分		
備考	① 2026 年 2 月 26 日、3 月 26 日 ②月額 58,320 円× 3 か月＝ 174,960 円 政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため。		

支払証明書あり

理由 契約により定期的に定額を支出するため。

W0

住宅賃貸借契約書

物件 の 表示	所在地	埼玉県ふじみ野市丸山7-1			
	物件名称	萩原コーポ		3DK	102号室
	構造	本造	2階建	専有面積	48㎡
契約期間		2022年8月1日 ~ 2024年7月31日			
家賃		55,000 円	共益費	2,000 円	町会費 円
敷金		円		礼金	円
更新料		新賃料の 0.5ヶ月 相当額	更新手数料 ※	仲介手数料 ※	円
保証料		円	シニアあんしん住宅 ※	円	安心サービス24 ※ 1,200 円

※ 別途消費税がかかります。

甲 (賃貸人)						
甲 (代理人)	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 株式会社渡辺住研					
乙 (賃借人)	契約時 住所					
	ふりがな	生年月日 1974年 6月25日				
	氏名	渡 辺 大			TEL 携帯	
	メールアドレス					
勤務先概要	別紙賃貸保証委託契約書又は入居申込書記載内容による					
入居者情報						
緊急連絡先 (身元引受人)						
丙 連帯保証人	〒				続柄	
	住所					
	ふりがな	生年月日				
	氏名	TEL				
	勤務先	住所				
	TEL					
丙 (保証会社)	会社名					
仲介人	株式会社 渡辺住研				営業担当	
	富士見市鶴馬2608-7 スパークスK2階					
	TEL 049-253-3636 免許No. 埼玉県知事免許 (13) 第5935号					
	株式会社 渡辺住研 鶴瀬店 TEL 049-255-1010					
(特約事項) 上記の貸室の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、					締結日 2022年 7月 26日	
甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。						
1 乙が契約開始日から1年未満で本契約を解約する場合、乙はフリーレント期間分の賃料相当額を違約金として甲へ支払うものとする。この違約金は、別項目で短期解約違約金の定めがある場合には、それとは別に支払うものとする。						

※太枠にご記入下さい

貸貸人(甲)と貸借人(乙)は、左記欄の貸貸(以下「本貸貸」といいます。)の貸貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、甲乙双方は各条項を熟読し承諾の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。

第1条(使用目的)

乙は本貸貸の居住者を別紙貸貸保証委託契約書記載者及び入居申込書記載者のみに限定し居住のみを目的として使用しなければなりません。

第2条(契約期間)

本契約の契約期間は左記欄記載の通りとし、甲および乙は協議の上、本契約を更新することができます。

第3条(賃料、共益費等)

- 賃料および共益費(以下「賃料等」とします)は、左記欄記載の通りとします。支払義務は左記欄の契約期間の開始日から発生します。
- 乙の賃料等の支払いは甲の指定する集金代行会社である丙の指定する口座振替によって行います。但し、銀行自動引落開始前、または乙が法人の場合には、甲が指定する口座へ振り込むものとします。
- 乙の賃料等の支払いは前貸貸払制と定め、当月分の家賃支払は前月の26日を期日とし同期日までに甲が指定する銀行口座に入金するものとします。但し、乙が法人の場合には賃料等の支払期日は前月末日とします。

賃料等の振込口座

- 乙が甲に対し賃料等の預金口座振替または銀行振込をする場合には、その手数料については乙の負担とします。
- 乙が甲に対し賃料等の銀行振込をする場合には、銀行収納印押印済振込票等をもって領収したものとし、甲は領収書を発行しないものとします。
- 1ヶ月に満たない月の賃料等はその月の日数によって日割計算とします。
- 第2項の賃料等の入金日は、入金があった日として甲の通帳に記載された日とします。

第4条(賃料等の改定)

甲は、契約期間中であっても、本契約の賃料等が、本貸貸にかかる公租公課、住宅の敷地に係る地代、住宅に係る維持管理費、諸物価の変動、近隣との比較等から、甲が本契約の賃料等が不相応となったものと判断したときは賃料等を改定することができるものとします。

第5条(諸経費の負担)

本貸貸内で乙が使用した電気・ガス・水道・電話等の諸料金、町会費、その他乙の生活から生じる一切の費用は乙の負担とし、本貸貸明渡し時にはそれらの金を精算してから退去しなければなりません。

第6条(遅延損害金)

乙が賃料等の支払、その他本契約に基づく債務の履行を遅延した場合は、年14.6%(1万円当たり1日4円)の割合で日割計算した遅延損害金を支払わなければなりません。

第7条(連帯保証人)

- 乙は本契約を締結するにあたり、甲が適当であると認める連帯保証人を付することを契約成立の条件とします。
- 連帯保証人(以下「丙」とします。)は契約時賃料の12ヶ月相当を限度として、本契約から生じる乙の一切の債務について乙と連帯して履行する義務を負います。
- 丙は、合意更新・法定更新にかかわらず本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務について、乙と連帯して履行する義務を負います。
- 丙は、本契約が終了し乙が本貸貸を明渡し甲に対する債務を完済するまで、乙と連帯してその履行義務を負います。
- 本契約に基づく乙の債務が条件変更により加重された場合、丙の負担も当然に加重されるものとします。
- 丙の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があった場合には、乙は甲に対し速やかに通知しなければなりません。
- 丙が死亡その他の理由で欠けた場合、および丙について不適当と認められる事情が生じ甲がその変更を要求した場合には、乙は甲が適当であると認める新たな連帯保証人を直ちに付さなければなりません。
- 乙が前項の規定を履行できない場合には、本契約は終了します。
- 丙が、甲に対し、身分証明書を提供して、賃料その他の本契約に基づいて乙が負担する債務についての不履行の有無及びその額に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べません。

第8条(連帯保証人への契約解除権等の委任)

- 乙が次の各号のいずれかに該当した場合に限り、乙は本契約の解除権および本貸貸内の乙の所有あるいは保管にかかわる物品等の処分権を丙に授与するものとし、本契約をもって予め各処理手続きの一切を丙に委任するものとします。なおこの場合において丙は本貸貸内の残置物等の搬出および明渡し精算手続きを乙の代理人として履行するものとし、乙は丙が行った行為に対して一切の異議を申し立てないものとします。
 - 乙が賃料等の支払を2ヶ月以上滞りし、または度々遅延し、丙が乙に代わって2ヶ月分以上の賃料等の支払義務を負ったとき。
 - 乙が甲への借付金をせずに所在不明のまま30日以上経過したとき。
 - 乙が死亡または破産その他の事由により本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。
- 乙は本契約が存続する限り、前項の委任を解約することはできません。

第9条(緊急連絡先兼身元引受人)

1. 乙は本契約を締結するにあたり、甲が適当であると認める緊急連絡先兼身元引受人を付することを契約成立の条件とします。

2. 緊急連絡先兼身元引受人は本契約中において、乙に精神的な不安定な状態が生じ、本契約の履行が困難となった場合、

乙の身元を速やかに引き受ける義務を負います。

- 緊急連絡先兼身元引受人は、合意更新・法定更新に係らず本契約が存続する限り、本契約中において、乙に精神的な不安定な状態が生じ、本契約の履行が困難となった場合、乙の身元を速やかに引き受ける義務を負います。
- 緊急連絡先兼身元引受人は、本契約が終了し乙が本貸貸を明渡しを完了するまで、前項の義務を負います。
- 緊急連絡先兼身元引受人の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があった場合には、乙は甲に対し速やかに通知しなければなりません。
- 緊急連絡先兼身元引受人が死亡その他の理由で欠けた場合、または緊急連絡先兼身元引受人について不適当と認められる事情が生じ甲がその変更を要求した場合には、乙は甲が適当であると認める新たな緊急連絡先兼身元引受人を直ちに付さなければなりません。
- 丙と緊急連絡先兼身元引受人は同一人であっても何ら問題ないものとします。但し、丙が保証会社である場合を除きます。
- 乙が6項の規定を履行できない場合には、本契約は終了します。

第10条(譲渡・転貸・民泊運営(利用)の禁止)

乙は甲の書面による承諾を得ることなく、本貸貸の全部または一部につき、賃借権を譲渡すること、担保に提供すること、転貸すること、民泊運営(利用)すること、または本貸貸内に第三者(乙及び別紙保証委託契約書記載者以外の者をいう。)を同居させることはできません。

第11条(増改築・改造等の禁止)

乙は甲の書面による承諾を得ることなく、本貸貸及び本貸貸の属する建物全体(以下「本件建物」とします)の増築、改築、移転、改造、模様替え、敷地内への工作物の設置を行ってはなりません。また甲の書面による承諾を得た場合でも明渡しの際には自費をもって原状に復するものとします。

第12条(善管注意義務)

乙は本貸貸及び本件建物に関し、善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

第13条(禁止・制限・遵守事項)

- 乙は、本貸貸の全部または一部について、賃借権の譲渡・転貸または使用貸借等をなして第三者に使用させてはなりません。
- 乙は、本貸貸の使用にあたり次に掲げる行為をしてはなりません。
 - 銃砲、刀剣類、爆発性・発火性を有する危険な物品、有毒物質等の製造または保管。
 - 暴力団組織への加入、暴力団関係者を出入りさせること、宗教団体への強制勧誘活動、違法な販売活動。
 - 排水管に、排水管を傷食させ、または詰まらせる恐れのある物質を流すこと。
 - 大音量・高音を発するテレビ・ラジオ・ステレオの操作又は視聴、楽器の演奏・麻雀の遊戯等。
 - 猛獣、毒蛇等明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのある動物の飼育または一時的な持ち込み。
 - 騒音、悪臭の発生その他環境、公衆衛生を害する行為。
 - 鍵、錠の改変または追加等により、本貸貸の管理業務に支障を及ぼす行為。
 - 本貸貸を売春または賭博等の場所に提供する行為。
 - 本貸貸を麻薬、覚醒剤等違法薬物の製造・使用等の法令に違反する行為。
 - 前各号の他公序良俗に反する行為、本貸貸及び本件建物に損害を与える行為並びに法律に反する行為。

契約更新のご案内

356-0035
埼玉県ふじみ野市丸山7-1
萩原コーポ 102
渡辺 大 様

★更新のお手続きは

7月28日

までにお願ひします

物件名	萩原コーポ	部屋番号	102
契約者名	渡辺大	契約満了日	2024/7/31
新契約期間	2024年8月1日 ~ 2026年7月31日 (2年間)		

【送付書類】

- ☒ 契約更新のご案内(本書) ☒ 更新お手続き方法変更のお知らせ ☐ その他()
☐ その他() ☐ その他()

【新賃料のお知らせ】

旧賃料	
家賃	55,000 円
共益費	2,000 円
駐車場賃料	円
安心サービス24	1,320 円
外国人コール24	円
町会費	円
電気料	円
水道料	円
浄水器	円
カーライフサービス料	円
合計	58,320 円



8月～新賃料	
家賃	55,000 円
共益費	2,000 円
駐車場賃料	円
安心サービス24	1,320 円
外国人コール24	円
町会費	円
電気料	円
水道料	円
浄水器	円
カーライフサービス料	円
合計	58,320 円

【契約更新時ご請求内容】

請求項目	請求金額	請求項目	請求金額
更新料	27,500 円	更新事務手数料	0 円
差額敷金	0 円	保証料	0 円
その他	0 円	その他	0 円
合計金額		27,500 円	

【更新費用支払い方法】

※更新費用は現金での受け取りはできません。お振込みをお願いします。

☒ 更新費用お振込先

☐ 2枚合算してお振込下さい

合計 31,250 円

※引続ご契約される場合は、2024/07/28 までに必ず
お手続きをお願い致します。

★振込み名義はご契約者様名でお願いします。
★振込手数料はお客様負担となります。

ご不明点等はメールでお問合せ頂きますよう
お願い致します。

✉ koushincenter@w-juken.com

〒354-0021
埼玉県富士見市鶴馬2608-7 スパークスK6F
株式会社 渡辺住研更新センター
TEL:049-268-5580(1を選択) FAX:049-253-7436
営業時間 AM:10:00~PM4:00(定休日:水曜・日曜)

賃貸借更新契約書の取り交わしを廃止致します

この度、賃貸借更新契約書の取り交わしを廃止する事となりました。

初回契約書約款、または覚書に明記しております、自動更新の条項を基に更新契約書の取り交わしはございませんが、**更新時に発生する更新料、更新事務手数料、保証料等のお支払い**は通常通り発生致します。更新時にかかる費用は別紙「契約更新のご案内」をご参照くださいますようお願い致します。また、更新に関して以下の内容をご確認の上、該当のお客様は
お手続きをお願い致します。

☐ ご契約者様の情報変更について

住所、氏名（苗字変更）、電話番号、車種、ナンバー、勤務先等 の内容に変更がある場合は、渡辺住研H Pの「ご契約者様情報変更」にて変更を受け付けております。尚、契約者様（名義）変更は再契約となりますので、更新センターまでご連絡をお願い致します。

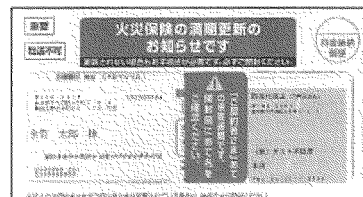
こちらのQRコードからアクセスできます↑



☐ 火災保険（家財保険）について（お部屋・テナントご契約者様対象）

■『全管協少額短期保険(株)』にご加入の方

満了日の2ヶ月前に、満期更新のお知らせが保険会社より直接発送されます。
コンビニエンスストアにて保険料のお支払いをお願い致します。



■上記保険会社以外にご加入の方

保険内容のわかるものを携帯で写真を撮って頂き、メールに添付の上お送り下さい。→
（保険証券・保険契約継続のお知らせ等、更新後の期間のもの）



☐ 保証会社について

ご契約内容によって保証会社より直接更新保証料の請求がございますので、お手続きをお願い致します。
※更新保証料については賃貸借契約書のご確認をお願い致します。

☐ ご解約について

契約期間満了後のご解約は、1日過ぎた場合でも必ず更新手続きが必要となります。
解約をご希望の方は、こちらの解約受付フォームよりお手続きをお願い致します。→



※ご解約手続き期限は物件により異なります。契約時の重要事項説明書を必ずご確認ください。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8550

(1/1)

日付	令和 8 年 1 月 26 日	支出額	22,500 円
項目	事務所費	充当額	18,000 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所駐車場 賃借料 1 月～3 月支払分		
備考	① 2026 年 2 月 26 日、3 月 26 日 ②月額 7,500 円× 3 か月＝ 22,500 円 政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため。		

支払証明書あり

理由 契約により定期的に定額を支出するため。

駐車場賃貸借契約書

所在地	埼玉県ふじみ野市丸山7-1		
駐車位置	P荻原コーポ		
契約期間	2022年8月1日 ~ 2024年7月31日		
賃料	7,500 円	消費税	0 円
カーライフサービス料	円	消費税	円
敷金	円	礼金	円
更新料	新賃料の 0.5ヶ月 相当額	更新手数料	
振込口座			

車種		色	
登録No.			
車種		色	
登録No.			

甲 (賃貸人)			
丙 (代理人)	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 株式会社渡辺住研		
乙 (賃借人)	住所 〒		
	フリガナ	生年月日	1974年 6月 25日
	氏 名	渡 辺 大	TEL 携帯
	メールアドレス		
	勤務先	住所	
	TEL		
保証会社	会社名		
仲介人	株式会社 渡辺住研		営業担当
	富士見市鶴馬2608-7 スパークスK2階		
	TEL 049-255-1010 免許No. 埼玉県知事免許 (13) 第5935号		
	株式会社 渡辺住研 鶴瀬店 TEL 049-255-1010		宅地建物 取引士
埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 スパークスK			
(特約事項) 上記の貸室の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、 甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。			
		締結日	2022年 7月 26日

太枠をご記入下さい。

駐車場使用約款

第1条 乙は期日迄に賃料等の全部、または一部の支払いを遅延したときは、遅延した金額に対し、年14.6%の延滞損害金を甲に支払うものとする。

第2条 賃料は月額単位とし、日割り計算には行わないものとする。但し、入退時はこの限りではない。
駐車料金は、毎月26日迄に翌月分を下記の要項で丙の指定する方法により支払うものとする。

- 乙の銀行口座より自動振替(SMBCファイナンスサービス 株式会社)
通帳と印鑑を持参の上、自動振り替えの手続きをする。
振替日は毎月26日とする。尚、乙の預金残高が不足のため自動振替ができない場合は、即日乙が契約書記載の指定銀行口座に振り込むものとする。
但し、あんしん保証(株)利用の方は上記の限りではありません。
- 銀行振込(乙が法人契約等、特殊事情により1の自動振替が困難な場合に限り、指定銀行口座に振り込む。)
(賃料等の振込み手数料は乙の負担とし、銀行収納印押印済振込票をもって領収したものとし、丙は領収書を発行しないものとする)
乙が法人の場合は賃料等の支払期日は前月末日までとします。

第3条 乙は本駐車場に本契約車輛以外の駐車することは出来ない。

第4条 本駐車場内において自動車若しくは部品、物品、積荷等の盗難、火災、事故等については、甲・丙及び管理者は一切その責任を負わないものとする。又違法・無断駐車については乙にて処理するものとする。

第5条 駐車料金については、甲は社会情勢及び経済事情により駐車料金を変更することが出来る。この場合、丙から乙に通知することによって変更の効力を生ずるものとする。丙より乙へ更新契約書交付にも拘わらず未更新の場合新賃料の通知をしたものとし、新賃料で引降しすることを乙は承諾するものとする。

第6条 乙がその月の内(駐車料金を支払った期間)駐車しない日がありたる場合も納入した駐車料金は甲は返却しない。

第7条 本契約に伴う乙の権利はほかに譲渡することはできない。

第8条 乙またはその関係者(同乗者を含む以下車に乙という)が故意又は過失により本駐車場の諸施設若しくはほかに駐車中の自動車に損害を与えたとき、乙は直ちにその損害を丙若しくはその所有者に賠償しなければならない。

第9条 乙は本駐車場内においては下記事項を守らなければならない。

- 引火性物品その他の危険物等を持ち込まないこと。
- 火気の取扱等を行わないこと。
- 自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等、駐車場内の秩序については管理者の指示に従うこと。
- 自動車の運転に当たっては安全運転をすること。
- 甲・丙及び管理者の許可を得たもの以外は、物品の販売、自動車の修理(簡単な修理を除く)その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
- 駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに所轄警察署、丙又は管理者に届け出ること。
- その他丙又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。

第10条 乙が1ヶ月以上駐車料金を滞納した場合は、丙は本契約を解除するものとする。

第11条 乙が本契約に違反したときは、丙は本契約を解除するものとする。
この場合既に納入した駐車料金は返却しない。

第12条 本契約を解約しようとするときは、乙は解約日の1ヶ月前に丙に予告するものとする。但し、乙が1ヶ月前までに予告しなかった場合は解約予告日より起算して駐車料金の1ヶ月分相当額を損害金として丙に支払うものとする。又、甲・丙より駐車場の明渡しの申し出を受けた場合、乙は理由の如何を問わず、甲の申し出により、1ヶ月以内に契約を解約し、甲に明け渡さなければならないものとする。
この場合甲、乙共に異議申立てしない。
なお解約にあたり返還金がある場合、銀行振込手数料は乙の負担とする。

第13条 特約事項

- 車庫証明を必要とするとき、立会人に対し車庫証明発行手数料として、3,500円(税別)を支払うものとする。(但し、初期契約の場合は、賃料3ヶ月前納を条件とし、貸主に対する証明料を要する場合は、別途支払うものとする。)
- 本契約の契約期間は、本契約書表示の契約期間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までにいずれの当事者からでも本契約の更新を拒絶する旨の意思表示がなされない場合には、更に自動的に同一期間・同一条件で更新され以後も同様とする。
- 前項の自動更新がなされた場合には、乙は契約更新時まで、甲が指定する更新契約書を甲に対し提出する。
- 本契約の更新に際しては、更新の種類を問わず、乙は、甲に対し、更新料及び更新事務手数料を、管理会社(附随辺研)に対して支払うものとする。但し別途特約がある場合は、この限りではないものとする。
- 前項の更新料及び、更新事務手数料は、契約が更新される度に生じる。
- 賃料等及び更新料、違約金その他の債務を乙が滞納した場合において、乙が債務の一部を弁済した時は、先ず、更新料、違約金その他一時金に充当し、それに達する時は賃料等に充当するものとする。
- 敷金は無利息とし、乙が丙に本駐車場を明け渡したのち30日以内に返還するものとする。但し、未払いの賃料のある場合は、敷金を賃料として充当するものとする。
- 駐車場位置移動、契約者(家族間)変更等の手続きは受付しない。解約を行った上で新たに契約を結び、契約時の契約金は新契約者が支払うものとする。
- 雷撃きは、契約者乙の責任において行うものとする。
- 車の故障等、近隣に迷惑となる騒音のクレームがある場合は、本契約を解除するものとする。
- 上記各項の他、表記の特約事項に定める事項を順守するものとする。
- 税法の改正により消費税等の税額が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における左記消費税等相当額は変動後の税額により計算した額とする。

受付時間 9:45～17:45定休日水曜日(GW・夏期・年末年始休眼中のご解約連絡は翌営業日に受け付けいたしますので予めご了承ください。)

カスタマーセンター:048-680-6635 (24時間受付)

契約更新のご案内

356-0035
埼玉県ふじみ野市丸山7-1
萩原コーポ 102
渡辺 大 様

★更新のお手続きは
7月28日
までにお願ひします

物件名	P萩原コーポ	部屋番号	
契約者名	渡辺大	契約満了日	2024/7/31
新契約期間	2024年8月1日 ~ 2026年7月31日 (2年間)		

【送付書類】

☒ 契約更新のご案内(本書) ☒ 更新お手続き方法変更のお知らせ ☐ その他()
☐ その他() ☐ その他()

【新賃料のお知らせ】

旧賃料	
家賃	円
共益費	円
駐車場賃料	7,500 円
安心サービス24	円
外国人コール24	円
町会費	円
電気料	円
水道料	円
浄水器	円
カーライフサービス料	円
合計	7,500 円



8月～新賃料	
家賃	円
共益費	円
駐車場賃料	7,500 円
安心サービス24	円
外国人コール24	円
町会費	円
電気料	円
水道料	円
浄水器	円
カーライフサービス料	円
合計	7,500 円

【契約更新時ご請求内容】

請求項目	請求金額	請求項目	請求金額
更新料	3,750 円	更新事務手数料	0 円
差額敷金	0 円	保証料	0 円
その他	0 円	その他	0 円
合計金額		3,750 円	

【更新費用支払い方法】

※更新費用は現金での受け取りはできません。お振込みをお願いします。

☒ 更新費用お振込先

☐

※引続ご契約される場合は、2024/07/28 までに必ず
お手続をお願い致します。

★振込み名義はご契約者様名でお願いします。
★振込手数料はお客様負担となります。

ご不明点等はメールでお問合せ頂きますよう
お願い致します。

✉ koushincenter@w-juken.com

〒354-0021
埼玉県富士見市鶴馬2608-7 スパークスK6F
株式会社 渡辺住研更新センター
TEL:049-268-5580(1を選択) FAX:049-253-7111
営業時間 AM:10:00～PM4:00(定休日:水曜・日曜)

賃貸借更新契約書の取り交わしを廃止致します

この度、賃貸借更新契約書の取り交わしを廃止する事となりました。

初回契約書約款、または覚書に明記しております、自動更新の条項を基に更新契約書の取り交わしはございませんが、**更新時に発生する更新料、更新事務手数料、保証料等のお支払いは通常通り発生致します。**更新時にかかる費用は別紙「契約更新のご案内」をご参照くださいますようお願い致します。また、更新に関して以下の内容をご確認の上、該当のお客様はお手続きをお願い致します。

□ ご契約者様の情報変更について

住所、氏名（苗字変更）、電話番号、車種、ナンバー、勤務先等 の内容に変更がある場合は、渡辺住研HPの「ご契約者様情報変更」にて変更を受け付けております。尚、契約者様（名義）変更は再契約となりますので、更新センターまでご連絡をお願い致します。

こちらのQRコードからアクセスできます↑



□ 火災保険（家財保険）について（お部屋・テナントご契約者様対象）

■ 『全管協少額短期保険(株)』にご加入の方

満了日の2ヶ月程前に、満期更新のお知らせが保険会社より直接発送されます。
コンビニエンスストアにて保険料のお支払いをお願い致します。



■ 上記保険会社以外にご加入の方

保険内容のわかるものを携帯で写真を撮って頂き、メールに添付の上お送り下さい。→
（保険証券・保険契約継続のお知らせ等、更新後の期間のもの）



□ 保証会社について

ご契約内容によって保証会社より直接更新保証料の請求がございますので、お手続きをお願い致します。
※更新保証料については賃貸借契約書のご確認をお願い致します。

□ ご解約について

契約期間満了後のご解約は、1日過ぎた場合でも必ず更新手続きが必要となります。
解約をご希望の方は、こちらの解約受付フォームよりお手続きをお願い致します。→



※ご解約手続き期限は物件により異なります。契約時の重要事項説明書を必ずご確認ください。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8551

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 26 日	支出額	130,770 円
項目	事務所費	充当額	104,616 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所家賃		
備考	政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため按分した額とする		

政務活動費 領収書等貼付用紙

8551

(2/2)

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
埼玉りそな銀行 RESONA			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
10405	08-01-26	12:10	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥130,000	¥770	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円			C 認証 (硬貨) 円
お振込明細またはご案内			電信
お受取人 ご依頼人	登録番号 0003		
	サイタマケツキ カイ キノツタ ヒロノノ 様		
	電話番号 048-924-8011		
取扱番号 400026			印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事務所用建物賃借契約書

貸 主 (甲)



借 主 (乙)

木 下 博 信

事務所用建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物件

建物名称・所在地等	名 称	[redacted] 家建物を事務所として賃貸借		
	所 在 地	〒340-0017 草加市吉町5丁目9番52号		
	建て方	一戸建	構 造	木 造
住戸部分			二 階 建 て	工事完了年 平成12年完了 以後大規模修繕等なし
		間 取 り	1 階 2LDK	2 階 3K納戸付
		面 積	135,22㎡	(それ以外にバルコニーあり)
	設 備 等	トイ 浴 室 洗 面 台 洗 濯 機 給湯設備 ガスコンロ 冷暖房設備 備え付け照明設備 鍵	有 有 有 有 有 有 有 有 3 個	特記事項なし
		使用可能電気容量 ガ ス 上 下 水 道	5 0 アンペア 都市ガスあり 公共上下水道・浄化槽あり	
付属施設	駐 車 場	含 む		
	バイク置場	含 む		
	自転車置場	含 む		
	物 置	含 む		
	庭	含 む		

(2) 契約期間

始 期	平成29年4月22日から	2 年 間
終 期	平成31年4月30日まで	

(3) 賃 料 等

賃 料	月額 130,000円	当月分を先月末までに銀行口座から振替払いとする。
敷 金	な し	振り込み手数料は、乙の負担とする

契 約 条 項

（契約の締結）

第1条 貸主 ■■■■■（以下「甲」という）及び借主 木下博信（以下「乙」という）は、頭書（1）に記載する物件（以下「本物件」という。）の事業に供することを目的とする賃貸借契約を以下の通り締結する。

（契約の期間）

第2条 契約の期間及び本物件の引き渡し時期は頭書（2）記載の通りとする。

2 甲及び乙は、双方異議ない場合は本契約を更新することができる。以後その例による。

（賃 料）

第3条 乙は、頭書（3）の記載の通り賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各項のいずれかに該当する場合は協議の上賃料を改定することができる。

一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二 土地または建物の価額の上昇または低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

3 1か月に満たない期間の賃料は、当該月実日数を日割り計算した額とする。

（敷金の省略）

第4条 乙は、本契約から生ずる債務の担保として必要な敷金についてはこれを省略することができる。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲及び乙は、反社会的勢力に関わる全ての事項を排除する。

（禁止または制限される行為）

第6条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・改造もしくは模様替えなど工作物の設置をしてはならない。

3 乙は、本物件の仕様に当たり、前項の工作物の設置を行う場合は、甲に通知し承諾を得なければならない。

（契約の解除）

第7条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合は、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにも拘らず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 (3) 頭書に掲げる賃料の支払い義務
- 二 本契約の各号に掲げる確約に反する事実が判明した場合

(契約の消滅)

第8条 本契約は、天災・地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(明け渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日までに(第7条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに)本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の明け渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約が継続している途中に於いて解約する場合は、3か月前に甲に通知しなければならない。

(明け渡し時の原状回復)

第10条 乙は、通常の仕様に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

(連帯保証人)

第11条 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して本契約から生ずる乙の債務を負担するものとする。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

平成29年4月21日

(甲) 住 所
氏 名

[Redacted]



(乙) 住 所
氏 名

[Redacted]

木下 博信



(丙) 住 所
氏 名

[Redacted]

